

2 交通労働災害の防止

(1) 交通労働災害防止のためのガイドラインの徹底

- 交通労働災害防止のための安全衛生管理体制の確立、組織的・継続的な交通労働災害防止対策の推進
- 適正な労働時間等の管理と走行管理等
- 交通労働災害防止のための教育の実施
- 交通労働災害防止に関する意識の高揚等
- 健康管理
- 荷主・元請事業者による配慮等



運転業務従事者の遵守事項

- 安全速度を守る。
- 十分な車間距離を保持する。
- わき見運転をしない。
- 飲酒・過労運転をしない。
- 運転中、携帯電話を使用しない。
- 交差点における安全運行を励行する。
- 踏切直前の一時停止と安全確認を徹底する。
- 違法駐車をしない。
- 過積載及び不適正な積付をしない。
- シートベルトの着用を徹底する。

令和6年4月より適用です。

(2) 自動車運転者の労働時間等の改善基準告示の重点指導項目の徹底

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで)休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

※特例等を除く

3 健康確保対策の推進

- 睡眠時無呼吸症候群の検査の実施及び予防対策の推進
- 職場における腰痛予防対策の推進
- 職場における心の健康対策の充実
- 定期健康診断の完全実施及び有所見率の改善に向けた取組の推進
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 長時間の時間外、休日労働を行った者に対する医師の面接指導の実施



2023年度

労働災害撲滅運動

2023年4月1日(土)～2024年3月31日(日)



第39回 富山県フォークリフト運転競技大会

なくそう労働災害
高めよう安全衛生意識!

1 荷役運搬作業の安全確保

2 交通労働災害の防止

3 健康確保対策の推進

陸上貨物運送事業労働災害防止協会富山県支部
一般社団法人 富山県トラック協会

運動の目的

道路貨物運送業で働く事業者、労働者等が一体となって、安全衛生水準の向上に努めるとともに、安全活動を計画的、継続的に推進し、労働災害の撲滅を図ることを目的とする。

道路貨物運送業における労働災害発生状況（富山県）

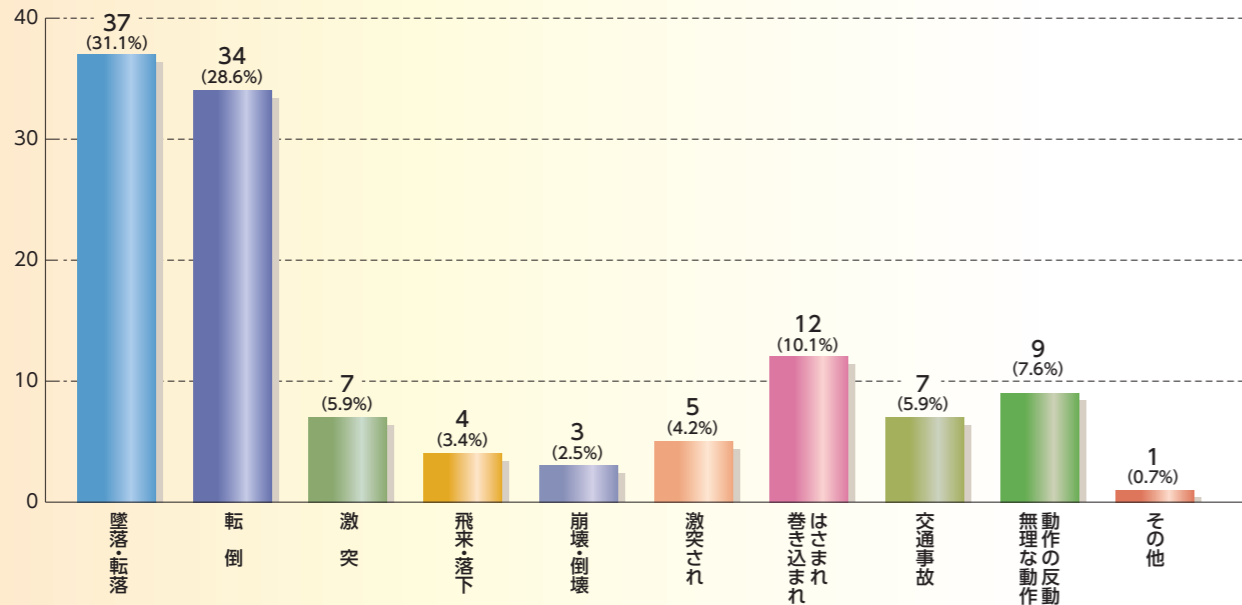
1 年別推移

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	計	構成比(%)
死亡者数		2	1	0	2	3	8	
休業4日以上死傷者数		120	127	120	109	119	595	
荷役作業時		73	81	90	82	74	400	67.2
交通事故		10	8	10	4	7	39	6.6
上記以外		37	38	20	23	38	156	26.2

※休業4日以上死傷者数には、死亡者数を内数で含む

2 令和4年中

(1) 休業4日以上死傷者の型別内訳 119人



(2) 死亡災害 3人

令和4年 3月 荷卸先で、トレーラーの荷台に積載していた鉄筋の束を天井クレーンを用いて荷卸し作業中に、荷台から転落し、頭部を強打した。

令和4年 9月 資材置場で、天井クレーンで敷鉄板をダンプトラックの荷台に積み込んでいたところ、敷鉄板がチェーンスリングのフックから外れ、天井クレーンを操作していた被災者の上に落下した。

令和4年 12月 車を駐車場に止め、国道を挟んで向かいにある事務所に行くため、横断歩道を渡っていたところ、右側から来た軽自動車にはねられた。

労働災害の撲滅のために

1 荷役運搬作業の安全確保

(1) 荷役作業安全ガイドラインの徹底

●安全衛生管理体制の確立

事業場において、多くの安全上の措置や対策を組織として実施するため、誰が何を行うのか、その役割、責任及び権限を明確にしましょう。

●作業計画及び作業手順書の遵守

事業者が作成した「作業計画」及び「作業手順」を必ず守って作業を進めましょう。

●安全作業のための環境整備

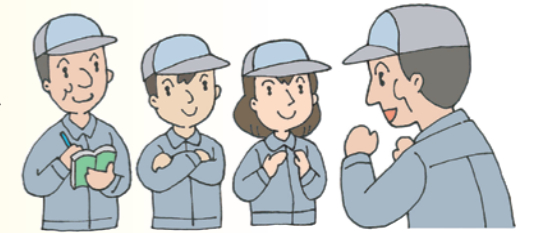
はい作業主任者、荷の積卸し作業指揮者等に選任された場合は、作業方法の決定及び作業の指揮、器具及び工具の点検、作業前の安全確認等法令に定められた職務を励行しましょう。

●リスクアセスメント、危険予知活動（KY活動）等の取組への参加

リスクアセスメント、危険予知活動（KY活動）、ヒヤリハット活動等の取組みに積極的に参加しましょう。

●荷主等の事業場における他社の作業員との十分な連絡調整

荷主等の事業場で荷役作業を行う場合には、荷役作業施設内で計画されているすべての荷役作業の内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記した書面に基づき、他社の作業員と安全な作業のための連絡調整を十分に行いましょう。



(2) 荷役作業における墜落・転落災害防止等の基本的な対策

- 高所作業をできるだけ回避すること
- 安全な作業床を設置すること
- 安全な作業床の設置が困難な場合は、安全ネットや安全帯を使用すること
- 床と荷台、床面と荷台上の荷との昇降について安全に昇降できる設備を設置すること
- 荷役作業では墜落時用の保護帽を必ず着用すること

